

●第1回行政連絡会議概要

平成17年6月2日～7月8日 県内7県民局単位で開催 出席者69名

ごみゼロプランに対する市町村等からの主な意見

- プランのP129に不法投棄のことが書かれているが、ごみが30%削減されても道路にごみがあふれていてはどうかと思う。せめて、県道のごみについては積極的に片づけてもらいたい。片づけたごみについては、市町村も協力して処分を行う。
- ごみゼロプランは20年後を目標としているから、その間、市町村がごみゼロに向かって取り組んでいくにあたって、県からの財政的援助がほしい。
- 目標の再利用率にRDFは含まれていない。また議会でもRDFの今後について質問がでている。県として今後の方針を示してほしい。
- 高齢者が多い地域なので、高齢者向けの啓発が大事。また、元気な老人がデイサービスを利用できなくなったので、その方たちの活力を生かしたい。
- 伊賀市が有料化の検討をするという話を聞いたが、県のほうで有料化をする方針を出していただけたら有料化も導入しやすいのだが。
- 国はごみ処理の現場を知らずして物を言う。県も国に意見してほしい。

市町村等からの質問及び質問に対する県の回答

【プラン全般】

Q: 県が「ごみゼロ」って言うと住民はごみがなくなっているのでは？

A: ごみゼロプランの普及版を作成し、行政や各種団体の主催する会議やイベントなどを通じて、ごみゼロ社会の実現に関する啓発を進めていきます。

また、さまざまなメディア・機会を通じて情報発信に努めます。

Q: RDF施設を耐用年数15年として実際20年と考えると、プランの目標値の20年後は関係あるのか？県はどう考えているのか、早めに手を引こうとしているのではないか？

A: プランの目標とは関係ありません。RDF発電事業については、合併後の市町村のごみ処理状況、ごみゼロプランの進捗状況、既存施設の耐用年数などの諸条件を踏まえ、関係市町村等との十分な議論を行い、平成18年度中を目途に、その方向性について整理していくこととしています。

Q: ごみゼロプランの数値目標は必ず守らなければならないのか？

A: 一般廃棄物の処理は市町村の固有事務であり、ごみゼロプランにおけるパートナーとして、その役割、影響は大きいものと考えています。また、県民のみなさんへの影響を考えると、県の計画との整合を図る必要があることから、ごみゼロプランに準じ、市町村の一般廃棄物処理計画を策定・改訂し、それぞれの地域にあった取組を推進していただきたいと考えます。

Q: 20年後の資源としての有効利用率50%ということだが、残りの50%についてサーマルリサイクル以外の方法があれば教えてほしい。

A: 現時点では、単純な焼却処理ではなく、可能な限り熱回収を行い、エネルギーとして有効利用するということが中心になると思います。

Q: 最終処分量ゼロは現実的には無理だろう。

A: ごみの発生・排出抑制の取組や再資源化、焼却等に関する技術開発等が大きく進展すれば、今後最終処分量が大幅に減少する可能性があることから、できる限りゼロに近づけていくということです。

【モデル事業】

Q: 今年度ごみゼロ社会実現プラン推進モデル事業で、伊賀市が事業を行うが、結果について1部成果をもらうことはできないか？

A: 他の地域のモデルとなる事業であることから、その成果については、県全域での展開を図るうえでの資料となるので可能です。

Q: プラン推進モデル事業について、ごみ処理基本計画の策定まで対象となるのか？

A: 従来の委員会・審議会等のやり方ではなく、審議会の他に策定会議を設けるなど、幅広い「市民参画による計画づくり」という点で対象としま

す。

Q: モデル事業は来年度以降どうなるのか？

A: ごみゼロ社会実現プラン推進モデル事業は、しあわせプランの重点プログラムに位置付けられており、18年度は継続します。ごみ減量化モデル事業については、担保されていません。モデル事業の整理統合などの観点から廃止・削減の可能性もあります。県と市町村との新しい関係づくり協議会において、県単補助金を廃止・削減する際の手続きがルール化され、事前に市町村の意見を聴くこととされました。意見があればお願いしたい。必要ということであれば、来年度の具体的な事業要望も併せてお願いしたいと考えています。

Q: モデル事業は2ヶ年継続できるのか？モデル事業を考えているのでまた相談に乗って欲しい。

A: 交付決定は単年度分しかできません。他にもそのような要望があり、継続事業としたとき次年度分の事業費をどのような扱いとするかなど、現在検討中です。

【その他】

Q: 県で統一した分別マニュアルの作成は考えていないのか？

A: 各市町村において、ごみ処理体系が異なるため、県下統一といったことは難しいが、地域の実情に応じ広域的に統一することは考えられます。なお、今度合併を控えている市町村においてごみ処理の新しいシステムを構築するにあたり、県も中に入って一緒に考えていきたいと考えています。

Q: 国の基本方針の市町村の役割は必ず実施しなければいけないのか？

A: 交付金の地域計画の際などにおいて、基本方針に沿った取組がなされているかどうかということは重視されると思います。

Q: 国の基本方針改正で廃プラの処理について記載があったが、昨年新聞報道等も含めて(廃プラは燃やす)詳しく教えてほしい。

A: 昨年の廃プラは燃やすという記事は全くの誤報です。まずは発生抑制ということで、熱回収の位置付けは低くなっています。国の基本方針改

正の本文には、直接埋立は行わず、一定以上の熱回収率を確保しつつ熱回収を行うことが適当となっています。